

私振第3521号  
令和7年12月18日

関係私立学校設置者様

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課長  
(公印省略)

令和7年に激甚災害（本激）指定された災害により被害を受けた私立学校  
施設の復旧に係る事業計画書の提出について（依頼）

このことについて、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）から、令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨の災害により被害を受けた私立学校の建物、工作物、土地及び設備について、学校法人等の行う復旧に要する費用の一部を補助する事業（私立学校施設災害復旧事業）を別添1のとおり実施する予定のため、補助を希望する場合は事業計画書を提出するよう依頼がありました。

つきましては、補助の概要について別添1及び2を参照のうえ、計画書を提出してください。  
なお、提出された計画書に基づき、原則として関東財務局の立会の上、文部科学省の現地調査が行われます。現地調査の日程等については、計画提出後に個別に調整いたします。

#### 1 提出書類

別添2「私立学校施設災害復旧事業計画書作成要領」の「1. 復旧事業計画書の様式と作成区分及び作成単位」のとおり。

#### 2 提出部数

2部

※今回提出いただく計画書とは別に、現地調査の際、調査官分として計画書を2部ご準備ください。

#### 3 提出期限

令和8年2月6日（金）<必着>

#### 4 留意事項

- 当事業は、国の調査前に着工したものも対象としておりますが、写真その他何らかの資料等により被害の事実が確認できない場合は対象外となります。
- 明らかに設計の不備若しくは工事施工の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠ったことによって生じたと認められる被害に係るものは対象外となります。
- 老朽（腐朽して放置されているもの）、遊休施設、仮設校舎、学校教育上不可欠でない施設等は対象外となります。

問合せ先  
助成グループ 青木、羽田野、星野  
電話 (045) 210-3774  
電子メール shochuko@pref.kanagawa.lg.jp

## 私立学校施設災害復旧事業に対する補助について

### 1. 適用する法令等

(1) この補助は次に掲げる法令等に基づき行う。

- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）（以下、「激甚法」という。）
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年10月10日政令第403号）（以下、「激甚令」という。）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下、「適正化法」という。）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下、「適正化令」という。）
- ・ 文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和45年11月12日文管振第172号）（別添参照。以下、「調査要領」という。）
- ・ 文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項（昭和45年11月12日45管振第18号）（別添参照。以下、「申合せ」という。）
- ・ 私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱（平成23年6月20日文科高第324号）（別添参照。以下、「交付要綱」という。）
- ・ 私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領（平成23年10月17日文科高第594号）（以下、「取扱要領」という。）

### 2. 災害復旧事業の補助対象

災害復旧事業の補助対象は、激甚災害により被害を受けた私立の学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び大学（短期大学を含む。）の所有にかかる次の(1)に掲げるものであって、かつ(2)に該当するものとする。

(1) 災害復旧事業の範囲（激甚法第3条6号の2、第3条11号の2及び第17条、交付要綱第3条、調査要領第3及び申合せ1から4参照）

#### イ 建物

当該学校の使用に供されている建物（教員住宅を除き、それ以外の建物に附属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の附帯設備を含む。）

#### ロ 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物

※ 工作物の例：フェンス、貯水池、プール及び射場（これらに類する施設を含む。）並びにこれらの附属施設、野球場及びテニスコートのバックネット、鉄棒、井戸、百葉箱、フレーム、ピット、滑り台、自転車置場、温

室等

ハ 土地

学校敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設

※ 土地の例：崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、造園工作物（樹木は除く。）等

ニ 設備

校具、教材、教具、机、椅子等の物品や各種の設備であって当該学校の備品台帳に登載されているもの（消耗品は含まない。）

※ 設備の例：机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具（テレビ、ビデオ、プロジェクター、スクリーン、スピーカー）、授業に用いる諸機械（コンピューター、サーバー、その他電子機器、学内 LAN 装置、電子顕微鏡、各種質量分析装置、各種解析システム、工作機器）、車両、用具（農学、畜産学、農業等に関する学部・学科に属する場合の動物を含む。）、給食調理機械器具、食器 等

(2) 補助の適用範囲

次のイに掲げるものであって、かつ口若しくはハに該当するもの。

イ 学校ごとの建物等（建物、工作物、土地及び設備）の復旧に要する工事費（事務費を除く。）の額が次に掲げるもの（激甚令第7条、第12条及び第37条参照）

- ・ 幼稚園 60万円以上
- ・ 小学校・中学校（中等教育学校の前期課程を含む。） 150万円以上
- ・ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。） 210万円以上
- ・ 特別支援学校 90万円以上
- ・ 短期大学 240万円以上
- ・ 大学（短期大学を除く。） 300万円以上
- ・ 特定私立幼稚園 30万円以上

ロ 学校（特定私立幼稚園を除く）ごとの建物等（建物、工作物、土地及び設備）の復旧に要する工事費（事務費を除く。）の額を被災時における当該学校の幼児、児童、生徒又は学生の数で除して得た額が750円以上のもの（激甚令第36条参照）

ハ 特定私立幼稚園においては、都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域内にある激甚法第3条第1項に掲げる事業ごとの施設について、激甚災害を受けた施設の数（激甚令第7条第2項に規定する査定事業費の下限額未満のものは除く。）の割合が10分の1以上であること、及び当該区域における被災施設の復旧に要する経費の一施設当たりの平均額が80万円以上である場合、補助率が12分の1嵩上げされる。

### (3) 共用施設について（申合せ7参照）

2以上の学校がそれぞれ同一敷地内に存する場合の共用施設の災害は次により取り扱うものとする。

イ 著しく使用度（使用回数、使用日数）の高い場合は、使用度の高い学校へ含める。

※ 例：野球場、テニスコート等主として学生の使用に供されているものは大学の施設とする。

ロ 使用度のみにより難い場合は、共用している学校の生徒、学生数等（利用生徒、学生数等が明らかな施設の場合は当該生徒、学生数等）により按分する

※ 例：講堂、プール、帰、事務室、化学実験室等

ハ 2以上の学校が共用する設備について、激甚令第37条第3項の規定による設備費の算定は生徒、学生数等（利用生徒、学生数等が明らかな施設の場合は当該生徒、学生数等）の大なる一つの学校により算定するものとする。

## 3. 原則として適用除外となるもの

次に掲げるものは、原則として災害復旧事業の補助対象から除外する。

(1) 明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠ったことに基づいて生じたと認められる被害に係るもの（激甚令第37条参照）。

(2) 本復旧の全部又は一部とならないもの（調査要領第7参照）。

(3) 国の調査前に着工を行ったもののうち、写真その他何らかの資料等により、被害の事実の確認ができないもの（調査要領第10参照）。

(4) 次に掲げるもの

イ 老朽（腐朽して放置されているもの）又は遊休施設（申合せ8参照）

ロ 臨時（仮）校舎について、本建築を行う予定があり、若しくは一時校舎として転用していた建物又はバラック建のもの（申合せ9参照）

ハ 国立、公立の学校に比して特殊な施設であり、学校教育上不可欠でないもの（申合せ10参照）

## 4. 建物の被害区分の定義

建物の復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする（調査要領第6及び申合せ6参照）。

(1) 全壊または流失

建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築して復旧する必要のある状態にあるもの

建物の垂直支持材（柱など）が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で使用

不能の状態又は焼失、滅失した状態にあるもの

(2) 半壊

建物の主要構造部（柱、梁、桁、小屋組、基礎、土台等をいう。以下同じ。）が被災し、補強して復旧することが著しく困難又は不適当で改築しなければならない状態にあるもの。

建物の主要構造部が被災し、補強不可能なもので解体して復旧しなければならない状態にあるもの。

(3) 補修（大破以下）

イ 大破 建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの

ロ 大破にいたらないもの 建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの

壁、床、天井等部分的補修を行う程度の被害を受けた状態にあるもの

## 5. 建物の復旧区分

(1) 新築復旧

建物が全壊又は半壊した場合の復旧は、新築復旧するものとする。

(2) 補修復旧

建物の被災状態が新築復旧の必要のない被害の場合は、補修復旧するものとする。

## 6. 復旧費算出の原則

復旧費は、被災施設を原形に復旧する（被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。）ものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合においては、当該施設に代わるべき必要な施設をするものとして算出する。

## 7. 財産処分

本補助金により取得又は効用の増加した財産については、適正化法第22条等の法令により、補助金の交付後においても、補助目的の完全な達成を図る見地から、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案し、文部科学大臣が財産の処分制限期間を別に定めており、この処分制限期間中に、財産を処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）する場合には、文部科学大臣の承認を受ける必要がある。

## **8. 都道府県の事務**

本補助金の交付に関する事務については、「文部省所管の補助金等に関する事務のうち都道府県知事が行う事務」（平成 12 年 4 月 3 日文部省告示第 57 号）により、都道府県知事が行うこととなっている。

## **9. その他**

- (1) 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された復旧事業計画書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条各号に掲げる情報に該当し、かつ復旧事業計画書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなること。
- (2) その他この補助に関する事項については、1 (1) の法令等の規定によるほか別途通知するところによる。

## 私立学校施設災害復旧事業計画書作成要領

### 1. 復旧事業計画書の様式と作成区分及び作成単位

(1) 復旧事業計画書（以下、「計画書」という。）の様式と作成区分は次表による。

なお、計画書は学校ごとに作成すること。

復旧事業計画書の様式	作成者	災害復旧事業による作成区分							
		建物		土地	工作物	設備			
		新築 復旧	補修 復旧						
様式① 都道府県復旧事業計画総括表	都道府県	要							
様式② 復旧事業計画総括表	学校設置者	要							
様式③ 建物（棟別）復旧事業計画内訳表 新築復旧（全・半壊の場合）		要							
様式④ 別紙 建物復旧工事費積算内訳書 建物新築復旧（全・半壊の場合）		要※							
様式⑤ 建物（棟別）復旧事業計画内訳表 補修復旧（大破以下の場合）			要						
様式⑥ 別紙 建物復旧工事費積算内訳書 建物補修復旧（大破以下の場合）			要※						
様式⑦ 土地（被害個所別） 復旧事業計画内訳表				要					
様式⑧ 別紙 土地復旧 本工事費積算内訳書				要※					
様式⑨ 工作物（施設別） 復旧事業計画内訳表					要				
様式⑩ 設備（品目別） 復旧事業計画内訳表						要			
様式⑪ 土地・建物被害直前の調書		要	要	要					

※記入例の内容が分かる程度の業者見積（写）の提出を以て省略可。

(2) 各様式に以下の資料を添付すること（任意様式）。

- ① 原因となった災害に係る近隣の観測点（3か所以上）の気象を証明できる資料
- ② 見積書（不採用の見積書を含む。）
- ③ 施設配置図
- ④ 被災建物図面
- ⑤ 数量の内訳（積算根拠等）
- ⑥ 被災直後の被害状況が復旧箇所ごとに証明できる写真等（必ず撮影日を記入すること。）
- ⑦ 修理不能証明書（設備等を修理により対応できない場合に必要）

⑧ 備品台帳の写し（設備のみ）

## 2. 現地調査における計画書の取扱い

（1）現地調査（机上調査を含む。以下同じ。）の際、学校は、調査官及び立会官分として計画書を2部準備すること。都道府県所轄の学校においては、これに加え都道府県分として都道府県が指定する部数を準備すること。

都道府県は、各学校の計画書に基づき都道府県復旧事業計画総括表を作成し、現地調査において調査会場に、各学校の計画書及び都道府県復旧事業計画総括表それぞれの正本及び副本1部を準備すること。

## 3. 各様式の記載要領

### （1）復旧事業計画総括表（様式②）

イ. 「設置者名」欄には、設置者が法人である場合は法人名を、個人である場合は設置者の氏名を記入すること。

（例） 学校法人 ○○○ 山田 太郎 等

ロ. 「災害名」欄には、「○○日の大雨」、「○○台風」等と記入すること。

ハ. 「備考」欄には、各施設区分の被害施設の原形、被害程度及び当該施設の復旧計画を総括説明すること。

二. 添付する施設配置図には、被害を受けた建物、土地、工作物について、それぞれ番号を付し被害箇所を明示すること。

ホ. 学校施設の被災直後の被害状況が復旧箇所ごとに証明できるような写真を添付すること。（必ず撮影日を記入すること。）

ヘ. 「全事業額」欄には、改良復旧を含めた全事業額を記入する。ただし、全事業額と原形復旧額が同額の場合は、「原形復旧額」欄の内容をそのまま転記すること。

### （2）復旧事業計画内訳表

#### イ 建物新築復旧（様式③）

- 「図面番号」欄には、施設配置図の番号と同一のものを記入すること。
- この表は、被害が全壊又は半壊であり、新築により復旧する場合のみ作成すること。
- 「構造」欄には、木造瓦葺2階建等と構造別を記入すること。
- 「原形復旧額」欄には、当該施設を原形に復旧するために要する費用全部を記入すること。（以下各表につき同じ。）

- ・「全事業額」欄には、改良復旧を含めた全事業額を記入する。ただし、全事業額と原形復旧額と同額の場合は、全事業額欄は合計額のみの記入でよい（以下各票につき同じ。）。

- ・「全事業額」欄の各延面積欄には、建物の階数を「○階建」と付記すること。

□ 建物補修復旧（様式⑤）

- ・この表は被害が大破以下であり、補修により復旧を行う場合に作成すること。被害は大破以下であるが、自己資金をもって新築復旧を行う場合は、「全事業額」欄には新築の合計額のみを記入し、備考欄に新築の構造面積を記入すること。

- ・「図面番号」欄については、上記に同じ。

- ・「建物部分」欄には、補修を行う建物の部分を基礎、軸部、屋根、床、外壁、天井、建具、塗装、板金、窓廻、附帯工事等に分類して記入すること。

- ・「工種」欄には、工事種別を列举すること。

（例）建物部分が軸部の場合は、傾斜引起、筋違等と記入し、又屋根の場合は屋根下地、こけら板、防水紙、亜鉛鉄板、波鉄板葺等と記入すること。

ハ 土地（様式⑦）

- ・「被害個所」欄には、校舎東側擁壁、護岸、校門右側土坡等の名称を記入すること。

- ・「被害個所の原形及び被害程度の区分」欄には、被害個所の原形を、例えば、「石垣、コンクリート擁壁等」と記入し、かつ「校庭土砂流失、流入〇〇m<sup>3</sup>、石垣崩壊〇〇面積等」と記入すること。

- ・「工種」欄には、土工事、排水工事、擁壁工事等の工事種別を記入し、更に個々の材料につき、例えば、盛土、筋芝、排水溝、床塀、型枠、コンクリート、基礎栗石、基礎杭、同打込手間等の別を記入すること。

ニ 工作物（様式⑨）

- ・「被害物件名」欄は、バックネット、テニスコート、囲障等の別を記入すること。

- ・「工事区分」欄には、新築、補修の別を記入すること。

- ・「工種」欄には、例えば囲障の場合は、コンクリート組立塀、コンクリートブロック塀等の別を記入すること。

ホ 設備（様式⑩）

- ・原形復旧額及び全事業額につきそれぞれ品目別に記入すること。但し、消耗品的な品目は除外すること。また、復旧に要する経費を基準計算額と特例計算額とに区分して算出すること。（様式は自由、調査要領第5の4設備 参照）

～ 上記、イ 建物新築復旧、ロ 建物補修復旧及びハ 土地の復旧事業計画内訳表には、それぞれ別紙記入例を参考に復旧工事費積算内訳書（様式④、⑥、⑧）を添付すること。

また、ホ 工作物においても必要に応じ復旧工事費積算内訳書（様式は自由）を添付すること。

ただし、業者見積で積算内訳の内容が明示されている場合には、業者見積の提出を以て復旧工事費積算内訳書の添付をそれぞれ省略することができる。

### （3）都道府県復旧事業計画総括表（様式①）

この総括表は、各学校より提出された復旧計画書に基づき学校種別毎に原形復旧額及び全事業額等集計した金額を記入するものとすること。

## 4. その他計画書作成の留意事項

- ・ 物品等を買い替えた場合は修理により対応できなかった理由書を添付すること。

## 5. 事業計画書の作成例（参考）

事業計画書は、学校毎に下記の順に綴じる。

- ・ 最低限●に、できれば○にも、インデックスを付ける
- ・ ファイルの背表紙には災害名・法人名・学校名を記載する

### ●復旧事業計画総括表（様式②）

### ●気象証明資料

### ●被害の状況

被害配置図、平面図

### ●建物補修

建物（棟別）復旧事業計画内訳表（様式⑤）

○A棟

建物復旧工事費積算内訳書（様式⑥）

○復旧図

○被害写真・撮影位置図

：

：

○X棟

建物復旧工事費積算内訳書（様式⑥）

○復旧図

○被害写真・撮影位置図

○参考資料

理由書、見積り比較表、数量調書等（必要に応じて）

●工作物

工作物（施設別）復旧事業計画内訳表（様式⑨）

○復旧図

○被害写真・撮影位置図

○参考資料（理由書、見積り比較表、数量調書等（必要に応じて））

●土地

土地（被害箇所別）復旧事業計画内訳表（様式⑦）

○A工区（グラウンド）

土地復旧工事費積算内訳書（様式⑧）

○復旧図

○被害写真・撮影位置図

：

：

○X工区（擁壁）

土地復旧工事費積算内訳書（様式⑧）

○復旧図

○被害写真・撮影位置図

○参考資料

理由書、見積り比較表、数量調書等（必要に応じて）

●設備

設備（品目別）復旧事業計画内訳表（様式⑩）

基準計算額と特例計算額の算出書

○備品1

被害写真

備品台帳

修理不可能の意見書（購入の場合）

見積り比較表

カタログ等（必要に応じて）

：

：

○備品X

被害写真

備品台帳

- 修理不可能の意見書（購入の場合）
- 見積り比較表
- カタログ等（必要に応じて）
- 土地・建物被害直前の調査（様式⑪）